

「杜の都環境プラン」の改定について（答申の概要）

1 改定の理由

仙台市環境基本条例第8条に基づき、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定める「杜の都環境プラン」について、計画期間（平成23年度から平成32年度まで）の折り返し年である本年度に実施した中間評価を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応するよう計画の一部を改定するもの。

2 背景

- ・東日本大震災の発生により「東部田園地域」、「海浜地域」の美しい景観や環境が一変するなど、先人から受け継いできた「杜の都」の環境資源は大きな影響を受けた。
- ・人口の増加や復興に伴う経済活動の活発化、火力発電比率の増大による電力の二酸化炭素排出係数の上昇などが、ごみの総量や温室効果ガス排出量の増加をもたらした。
- ・持続可能な都市であり続けるため、災害に対する強靭さと回復力が必要であり、「環境」に「防災」を加えたまちづくりが求められている。

3 概要

(1) 定量目標

- ・10項目のうち以下について見直しを行った。（目標年次は従前の通り平成32年度）

指 標	現 行	改定後
温室効果ガス排出量	平成17年度比で25%削減	平成22年度比で0.8%削減
ごみの総量	33万トン以下	36万トン以下
リサイクル率	40%以上	35%以上
燃やすごみの量	26万7千トン以下	30万5千トン以下

(2) 施策変更に係る主な観点

- ・地下鉄東西線開業を契機とした公共交通の利用促進
- ・省エネ・創エネ・蓄エネの「3E」の普及など防災の視点を加えた環境施策の推進
- ・集中豪雨の増加など気候変動影響によるリスクを低減する「適応策」の推進
- ・本市での居住年数が短い市民や若年層などに対するごみ排出ルールの周知徹底
- ・食品リサイクル促進に向けた受け皿施設の確保や、事業ごみ処理費用の負担のあり方の検討
- ・東部地域のみどりの再生や生物多様性の保全推進

4 経過

(1) 仙台市環境審議会

学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者等計29名で構成（会長 西村 修（東北大学大学院工学研究科教授）

(2) 審議等の経過

平成 27 年 6 月 3 日～平成 28 年 1 月 19 日	審議会 5 回開催
平成 27 年 11 月 6 日	諮問
平成 28 年 1 月 20 日	答申

5 今後の予定

- ・2月中旬 平成 28 年第 1 回定例会に計画改定案を提出